

## 長泉町告示第58号

長泉町空き家等情報バンク事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月8日

駿東郡長泉町長 池田 修

### 長泉町空き家等情報バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における空き家等の有効活用を通じて、定住促進等による地域活性化を図るため、空き家等情報バンク事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 次に掲げる要件の全てを満たす住宅又は店舗をいう。

ア 町内に所在する居住を目的として建築された住宅（店舗等を兼ねる併用住宅を含む。以下同じ。）又は都市機能誘導区域内に所在する店舗であって、現に居住その他使用がなされていないもの（居住その他使用されなくなる予定のものを含む。）。

イ 人が居住の用又は使用に供したことのあるもの（建築工事完了の日から起算して1年を経過したものに限る。）

(2) 都市機能誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第3号に規定する都市機能誘導区域をいう。

(3) 空き家等情報バンク 不動産関係事業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けた事業者に限る。以下同じ。）が所有し、又は管理する空き家等について情報を登録し、当該空き家等の利用を希望する者に対し、情報の提供を行う仕組みをいう。

(登録の対象となる空き家等)

第3条 空き家等情報バンクの登録の対象となる空き家等（以下「対象空き家等」という。）は、居住し、又は使用することが可能であると町長が認めるもの（改修によって居住し、又は使用することが可能であると町長が認めるものを含む。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象空き家等としない。

- (1) 国税徴収法（昭和34年法律第 147号）その他の法令に基づく差押えを受けているとき。
- (2) 暴力団員等（長泉町暴力団排除条例（平成24年長泉町条例第13号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）が所有しているとき。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第 201号）その他の法令に違反するものであるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が登録の対象とすることが適当でないとき。

2 対象空き家等については、その一部のみを空き家等情報バンクに登録することはできないものとする。

（対象空き家等の登録）

第 4 条 空き家等情報バンクに対象空き家等の情報を登録しようとする不動産関係事業者は、長泉町空き家等情報バンク事業空き家等情報登録申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 長泉町空き家等情報バンク物件登録カード（様式第 2 号）
- (2) 対象空き家等の位置図、間取図及び写真
- (3) 対象空き家等の所有者が分かる資料
- (4) 当該不動産関係事業者が、対象空き家等の管理に係る契約を締結している場合にあっては、その契約書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその目的内容等を審査し、適当であると認めるときは、空き家等情報バンクに当該対象空き家等の情報を登録し、長泉町空き家等情報バンク事業空き家等情報登録完了通知書（様式第 3 号）により当該不動産関係事業者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により、空き家等情報バンクに登録した空き家等（以下「登録空き家等」という。）の情報（以下「登録空き家等情報」という。）を管理するため、空き家等登録台帳を作成するものとする。

4 町長は、登録空き家等情報を町のホームページに掲載するほか、必要に応じ、適切な方法で公表するものとする。

（登録空き家等情報の変更）

第 5 条 登録空き家等情報を変更しようとする不動産関係事業者は、長泉町空き家等情報

バンク事業登録空き家等情報変更届出書（様式第4号）に変更後の登録空き家等に関する資料その他町長が必要と認める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る登録空き家等の空き家等登録台帳を変更し、当該変更した登録空き家等情報を町のホームページに掲載するほか、必要に応じ、適切な方法で公表するものとする。

（登録空き家等情報の抹消）

第6条 登録空き家等情報を抹消しようとする不動産関係事業者は、長泉町空き家等情報バンク事業登録空き家等情報抹消届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該登録空き家等情報を抹消するものとする。

第7条 町長は、前条第1項の規定による届出があった場合のほか、次に掲げる場合は、登録空き家等情報を抹消するものとする。

- (1) 登録空き家等情報が登録された日から2年を経過したとき。
- (2) 登録空き家等の管理に係る契約の期間が満了したとき。
- (3) 登録空き家等に居住又は使用することが不可能となったと認められるとき。
- (4) 登録空き家等情報に虚偽の情報が含まれていると認められるとき。
- (5) 登録空き家等の所有権その他の権利に異動があったとき。
- (6) 第8条第2項に規定する協議結果報告書の提出があったとき（登録空き家等に係る売買等の契約が締結された場合に限る。）。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が登録空き家等情報を抹消することが適当であると認めるとき。

（登録空き家等の交渉）

第8条 登録空き家等の売買等の交渉については、不動産関係事業者及び当該登録空き家等の売買等を希望する者の間で行うものとし、町長は、直接これに関与しない。

2 前項の規定による交渉の結果、売買等の契約が成立した場合は、当該不動産関係事業者は長泉町空き家等情報バンク事業協議結果報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。